

各務原市盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費助成事業交付要綱

(平成16年11月1日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、盲導犬、聴導犬及び介助犬を利用する視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者に対し、飼育のために必要な経費の一部を助成することにより、福祉の増進を図るとともに、盲導犬、聴導犬及び介助犬を利用し地域社会の中で自立し社会に参加できるよう援助することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成事業の対象者は、次に掲げる要件を備える視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者とする。

(1) 市内に住所を有すること。

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、かつ、障害等級が1級であること。

(3) 盲導犬、聴導犬及び介助犬は、次に定めるものであること。

ア 盲導犬

道路交通法施行令（昭和35年法律第270号）第8条第2項の規定により、国家公安委員会が指定する盲導犬の訓練を目的とする法人から貸与を受けているもの

イ 聴導犬

聴覚障害により日常生活に著しい障害がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼び出し音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬であって、厚生労働大臣が指定した法人から認定を受けているもの

ウ 介助犬

肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助等肢体不自由を補う補助を行う犬であって、厚生労働大臣が指定した法人から認定を受けているもの

(4) 世帯員の所得税課税金額（各種所得控除後の額）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別障害者手当の支給制限額を超えないこと。

(助成額)

第3条 助成金の額は1頭につき月額4,000円とする。

(認定の申請)

第4条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費助成認定申請書(様式第1号)に盲導犬使用者証、聴導犬又は介助犬であることを証するもの又はそれに代わるものの写しを添付して、市長に提出するものとする。

2 申請者は、盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費助成認定申請書を提出するときには、身体障害者手帳を提示しなければならない。

(認定)

第5条 市長は、前条第1項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費助成認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(受給期間)

第6条 助成金の支給期間は、第4条の規定による認定をした月から第10条に規定する受給資格の消滅事由が生じた日の属する月までとする。

(助成金の請求)

第7条 第5条の認定通知を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、助成金を請求するときは、盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費助成金交付請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 前項の請求書は、毎年4月分から9月分までを9月30日までに、10月分から翌年の3月分までを翌年の3月31日までに提出するものとする。

(助成金の支払い)

第8条 市長は、前条の請求があったときは、内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

(所得審査)

第9条 市長は、第2条第4号に規定する要件を確認するため、受給資格者の承諾を得て、毎年当該受給資格者の属する世帯の前年所得税額について調査するものとする。

(受給資格の消滅)

第10条 受給資格は、次の各号の一に該当したときは消滅するものとする。

(1) 市内に住所を有しなくなったとき。

- (2) 障害程度の変更により対象者でなくなったとき。
- (3) 盲導犬・聴導犬及び介助犬の貸与を受けなくなったとき。
- (4) 受給資格者の属する世帯の前年所得税額が規定の所得税額の範囲を超えたとき。
- (5) 受給資格者が死亡したとき。
- (6) 前各号のほか、助成する必要がないと市長が認めたとき。

(受給資格等の届出義務)

第11条 受給資格者は、次の各号の一に該当するときは、盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費助成受給資格変更（消滅）届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 前条の規定により、受給資格が消滅したとき。
- (2) 氏名及び住所を変更したとき。
- (3) 家族構成に変更があったとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費助成事業交付要綱（平成14年川島町告示第62号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月31日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

年 月 日

（あて先）各務原市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費助成認定申請書

盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費助成事業交付要綱第4条の規定に基づき、盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費助成の認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。

なお、受給資格の認定に当たり、下記の者、その配偶者及び扶養義務者の税務資料の閲覧について承諾します。

記

住 所	各務原市		
ふりがな		生 年 日	年 月 日
氏 名		電 話 番 号	() —
身体障害者手帳	第 号 級		

添付書類 盲導犬・聴導犬及び介助犬使用者証明書又はそれに代わるものの写し

年 月 日

様

各務原市長

盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費助成認定通知書

年 月 日付で申請のありました盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費助成事業交付要綱第5条に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

記

氏 名	
住 所	
受給資格の 発生年月日	

注意事項

- 1 助成金の請求について、4月分から9月分までを9月30日までに、10月分から3月分までを3月31日までに盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費助成額交付請求書（様式第3号）の提出によりお願いします。
- 2 次のような場合には盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費助成受給資格変更（消滅）届（様式第4号）により必ず届け出下さい。
 - ① 氏名及び住所を変更したとき。
 - ② 家族構成に変更があったとき。
 - ③ 身体障害者手帳の等級に変更があったとき。
 - ④ 盲導犬・聴導犬及び介助犬の貸与を受けなくなったとき。
 - ⑤ 受給資格者が死亡したとき。
 - ⑥ 修正申告により、前年所得税額が規定の所得税の範囲を超えたとき。

年 月 日

（あて先）各務原市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費助成金交付請求書

盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費助成事業交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

助成金額	年 月分から		年 月分まで		
	円	月額	円 × カ月 =	円	
振込口座	銀行 金庫 農協		店	口座番号	普通・当座
	ふりがな				
	名義人				

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

（あて先）各務原市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費助成受給資格変更（消滅）届

各務原市盲導犬・聴導犬及び介助犬飼育費助成事業交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 事由

2 事由発生年月日 年 月 日